

小規模企業向け 製品開発・販路拡大支援事業

令和7年度

補助金 申請者募集

公募期間

2025年4月15日(火) ~ 5月20日(火)

事業概要

ものづくり企業に対し、実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発の取組みに加え、自社で開発・改良した新製品等の販路開拓・拡大を支援する補助事業です。

補助上限 **200万円** (対象経費の2/3)

補助
対象事業

機械
金属

環境
エネルギー

健康福祉
医療

IT

などの「ものづくり」です。



小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業 補助金

令和7年度

公募概要

① 補助対象事業

ものづくりに関する分野で、下記の製品開発枠か販路拡大枠のどちらか一方。

※ただし、食品以外のものづくりに関する分野とします。

【製品開発枠】

新製品・新技術開発、その開発の前段階の取組み(試験、試作、調査等)に関する事業

【販路拡大枠】

自社で開発・改良した新製品等の販路開拓・拡大に関する事業

事前相談・確認(要予約)を受け付けておりますので申請を検討される方は、必ずお電話にてご予約ください。

② 補助対象者

さっぽろ連携中枢都市圏に本社を有する小規模企業で、直近2か年連続で本事業の交付を受けていないこと。

業種	常時使用する従業員
(1)製造業、建設業、運送業、 その他の業種((2)を除く)	20人以下
(2)卸売業、サービス業、小売業 (情報サービス業およびインターネット 付随サービス業は(1)の扱いとする)	5人以下

【さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村とは】

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別市、新篠津村、南幌町、長沼町をいう。

③ 補助額及び補助率

- 補助率 補助対象経費の2/3
- 補助額 上限200万円/件
- 補助額 8件程度
(そのうち、札幌市外に本社を有する企業は2社まで)

④ 補助対象経費

【製品開発枠】

- 人件費 ■旅費 ■原材料・消耗品費 ■通信・運搬費
- 機器購入費 ■施設及び設備等賃借料 ■外注費(調査・分析・加工など) ■テストマーケティング費
- 知的財産等関連費 ■その他の経費

【販路拡大枠】

- 旅費 ■出展費 ■広告費 ■ウェブサイト関連費
- 設営費 ■通信・運搬費 ■施設及び設備等賃借料
- 外注費 ■知的財産等関連費 ■その他の経費

※補助対象となる人件費の上限額は、補助対象経費の総額の2分の1又は150万円のいずれか低い方とする。※補助対象となる機器購入費の上限額は、補助対象経費の総額の3分の2又は200万円のいずれか低い方とする。

⑤ 審査基準

事業計画において人材の確保・定着に資する取組みなどについて審査いたします。

詳細はホームページ掲載の公募要領をご覧ください。

⑥ スケジュール

4月15日(火)	公募開始
5月20日(火)	公募締切(12:00必着)
6月上旬	書面審査会
6月12日(木)(予定)	面接審査会
6月中旬～下旬	補助事業者決定
2月27日(金)	補助事業完了

※4月23日(水) 13:15 - 14:45

補助金申請者向け説明会

(補助金概要、申請書類の書き方等)

⑦ 公募

【申請書類】

詳細については、ホームページ掲載の公募要領をご覧ください。

【提出先】

下記事務局まで、郵送もしくは持参にて提出ください。

※Eメールでの申請書類の受付および書類確認等は一切行っておりません。

「小規模企業向け製品開発・販路拡大支援事業補助金」事務局

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター
(一財)さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 ものづくり産業振興課
TEL:011-817-7890

<https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/small-business/>

※公募要領及び申請様式は、上記ホームページからダウンロードしてください。

